



PHRに関する これまでの経緯と検討の進め方について

令和元年9月11日

厚生労働省

各政府計画における記載

経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～（令和元年6月21日閣議決定）

生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するPHRとの関係も含めて対応を整理し、**健診・検診情報を2022年度を目処に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策も含め、2020年夏までに工程化する。**

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

- i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
- ① 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進
- 工) PHRの推進
- 個人健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR（Personal Health Record）を推進する。マイナポータルを通じた個人へのデータ提供について、来年度から特定健診データの提供を開始するとともに、令和3年10月請求分から、薬剤情報のデータの提供を開始することを目指す。
 - 乳幼児期・学童期の健診・予防接種などの健康情報を一元的に活用し、必要に応じて受診につなげたり、医療の現場での正確なコミュニケーションに役立てたりできる仕組みの構築に向け、検討を進める。乳幼児健診については、来年度からマイナポータルを通じたデータ提供を開始するため、自治体の健診データの電子化・標準化への支援を行う。また、学校健診についても、健診データの電子化を促進するとともに、政府全体のPHR推進に係る議論と連携して今後の必要な工程を検討し、来年夏までに結論を得る。
- PHRの更なる推進のため、健診・検診に係るデータの電子化などの事項について、有識者による検討会で議論を進め、来年夏までに一定の結論を得る。**
 - PHRサービスモデル等の実証の成果を踏まえ、API公開や民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、同サービスの普及展開を図る。**

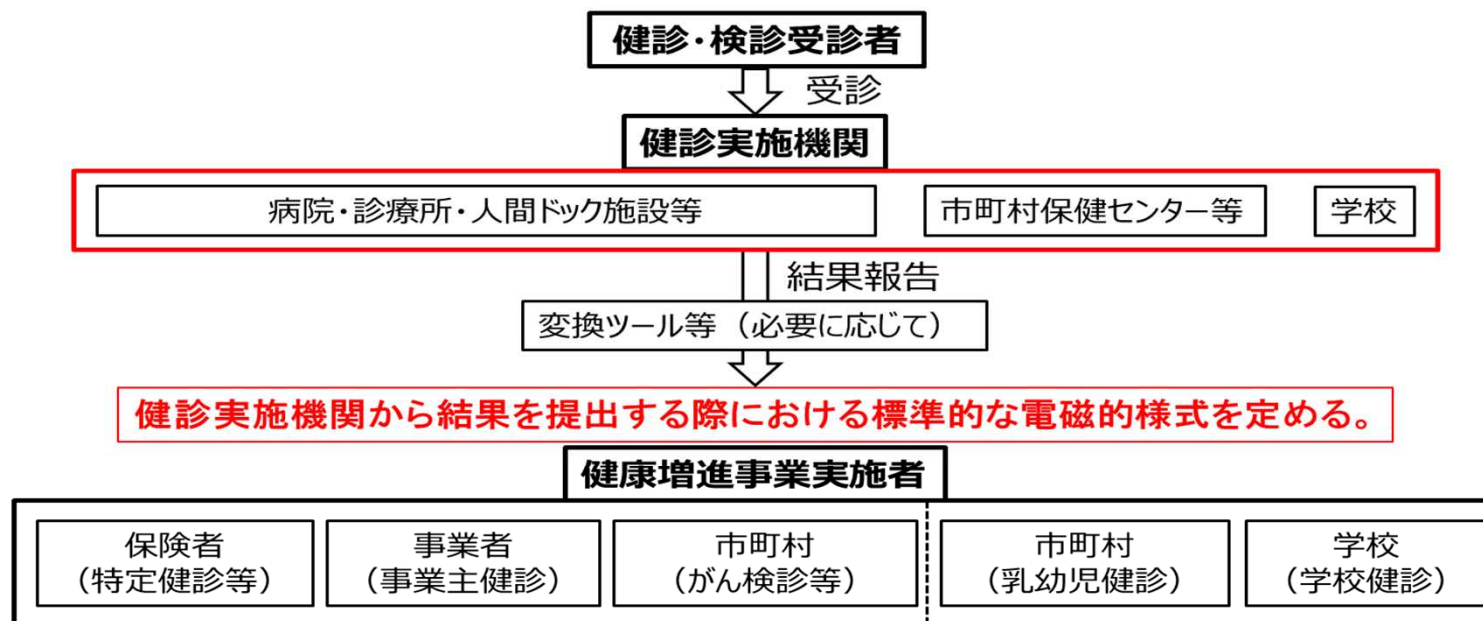
規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）

- (2) 医療等分野におけるデータ利活用の促進
1. 個々人が自らの健診情報を利活用するための環境整備(令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置)
- a 健診情報について、データ利活用の必要性や活用方針を明確にし、公表する。**
- b 民間サービス事業者を含む、契約当事者となり得る関係者の意見を参考に、データ利活用の目的や契約の類型に応じて、契約の課題や論点を提示しつつ、データ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示す。
2. データ利活用のための「標準規格」の確立(令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置)
- b 現在、データヘルス改革の工程表として、全国の医療機関や薬局間において患者の医療情報を結ぶ「保健医療記録共有サービス」や国民に対する健診・薬剤情報提供を目的とした「マイナポータルを活用したPHRサービス」が予定されている。これらのサービス開始に向け、現行の課題を踏まえて、民間サービス事業者を含む関係者の意見や海外の先進的な事例も参考に最低限必要となる標準規格を検討し、ガイドライン等の形で公表する。
3. データを活用した最適な医療サービス提供のための包括的な環境整備(令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置)
- 医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法制の議論に適切につなげるよう、「救命医療における患者情報の医療機関共有」「セカンドオピニオンの取得」「自らの健診情報の取得と管理」など国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、海外や他産業の事例も調査し、費用対効果に留意しつつ、**「個々人が自らの健診情報を利活用するための環境整備」「データ利活用のための『標準規格』の確立」の取組を含めて、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得る。**

厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会 健康診査等専門委員会 報告書（令和元年8月） における記載①

7. 健康診査結果等の標準的な電磁的記録の形式（抜粋・一部加工）

- 健診結果等を継続、共有するためには、**相互互換性のある標準的な電磁的記録を定めて活用していく体制を整える**必要がある。
- 標準的な電磁的記録は健診実施機関から健康増進事業実施者に提出する時、健康増進事業実施者間及び実施者内で健診結果等を継続・活用するために提出する時に用いられるべきである（下図）。
- **データを提出する際の標準的な電磁的記録としては、原則、XMLで記述する**ものとし、健発1030第1号、保発1030第6号「平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取り扱いについて（平成29年10月30日）」の別紙6及び、「データヘルズ時代の母子保健情報の利活用に関する検討会中間報告書」をもとに定めるものを基本として、各制度ごとの状況に応じて進めていくべきである。



- ※ 健診実施医療機関や保険者が既に使用している各種フォーマット（健診標準、JAHIS、人間ドック学会作成等）については現状のシステムを継続して使用することが可能であり、その際は変換ツールを用いて標準的な電磁的様式に基づくデータの提供が可能となる。
- ※ 健康増進事業実施者において結果を受け取り、管理する際においても、標準的な電磁的様式を用いるため、健診実施機関から健康増進事業実施者の全てにおいて標準化が可能となる。
- ※ 市町村保健センターで行われる乳幼児健診や学校で行われる学校健診等のように、健診実施機関から健康増進事業実施者への結果の報告という概念が当てはまらないものがある。

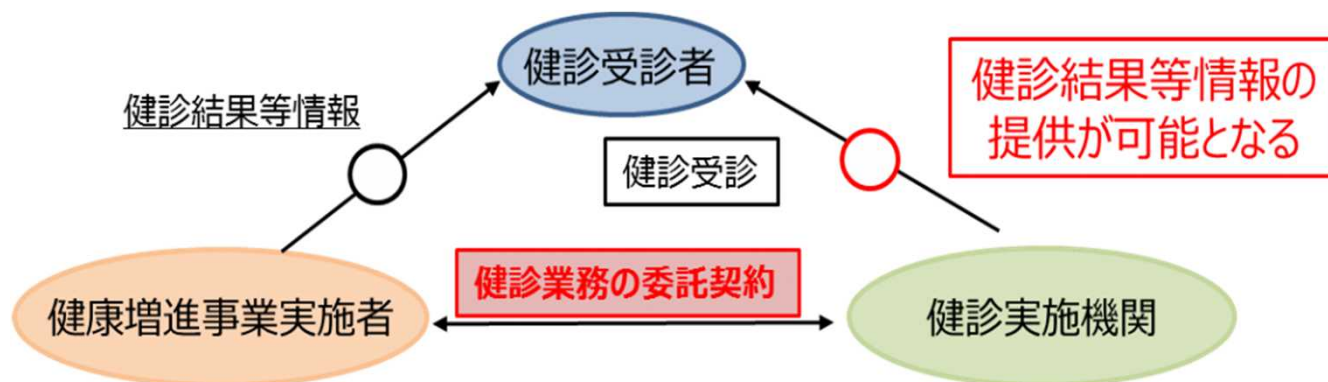
厚生科学審議会 地域保健健康増進栄養部会 健康診査等専門委員会 報告書（令和元年8月） における記載②

8. 健康診査結果等の保存期間（抜粋・一部加工）

- 生涯を通じた継続的な自己の健康管理の観点から、**できる限り長期間、本人等が健診結果等を活用できることが望ましい**と考えられる。
- 保存期間の義務が5年と定められている前提としては紙媒体で保管しておくことが想定されていたと考えられる。
- 電子的な保管が可能となっている現状において、今後は生涯にわたる健診結果等を持っておくことにより、生涯を通じた健康管理に活用していくことが望ましい。
- そのためには以下のような課題の整理が必要である。
 - 長期間にわたって健診結果等を持っておくメリット
 - 保存サーバをどこに設けるのか
 - 健診結果を誰がどのように管理して、保管するコストをどうするのか
 - 特に、小規模な健康増進事業実施者や保健・医療を主たる目的としない主体における健診結果等の保管方法や管理コストの在り方

9. 健康診査結果等の取扱い（抜粋・一部加工）

- 健診実施機関が健診結果等を有している場合においては、**本人からの開示請求に直接対応できる体制を整備しておくことが望ましい**。（下図）
- 健康増進事業実施者は、健康診査の実施の全部又は一部を委託し、委託先である健診実施機関が健診結果等を有している場合においては、業務の委託契約において、委託先である健診実施機関に対し、**健診受診者本人の同意があれば、本人に対して健診実施機関からも開示が可能となることに留意の上、委託契約を行うことが望ましい**。



「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」 で検討する情報の範囲の考え方

利用目的からの整理

PHR検討会では、「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」や「成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）」に基づき、個人の健康増進や行動変容の促進等を目的としたPHRを前提として、各論点について検討する。

閲覧者	活用目的	論点			
		提供する情報	情報提供・閲覧の在り方		
			円滑な提供等	適切な管理	適正かつ効果的な利活用
個人とその家族等	個人の健康増進や行動変容の促進等 (PHR事業者を介した活用も含む。)	「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」や「成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）」に基づき、 本検討会で主に検討いただく範囲 とする。			
プロフェッショナル (医療従事者等)	通常診療の効率化・質の向上				
	緊急時医療の効率化・質の向上				
研究者	研究開発の促進				

「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」の進め方（案）

2019年9月11日

第1回 検討会立ち上げ

（検討内容）

- ・ P H Rのこれまでの経緯
- ・ 各省庁ヒアリング
- ・ 今後の作業方針の整理

作業班を設置し、
「P H Rの推進に関する基本方針（仮称）」の素案を作成。

2019年度11月頃

第2回 基本方針の検討

（検討内容）

- ・ 「P H Rの推進に関する基本方針（仮称）」として、
P H Rの目的・あるべき姿等の提示
- ・ P H Rの現状把握(全国調査結果等を提示 等)
- ・ 今後整理すべき課題や作業方針の整理

「P H Rの推進に関する基本方針（仮称）」を踏まえ、
作業班等の設置や既存の検討会等と連携し、
個別論点について整理。

必要に応じて、追加的に開催

（イメージ）

- ・ 健診・検診情報の取扱い
- ・ 医療情報の取扱い（「医療等分野情報連携
基盤検討会」との連携）
- ・ P H R 関連情報の利活用 等

2020年度早期

第3回 中間整理

P H Rの推進に向けた今後の方策について、一定の結論を得るとともに、工程表等を策定。

骨太方針・成長戦略等に反映